



# 令和4年度 「地域型住宅グリーン化事業」

一般社団法人香川県総合建設センター



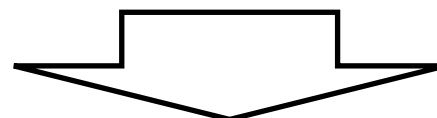
# R3年度事業からの主な変更点

## 1. 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅の省エネルギー性能基準の引き上げ

引き上げ後の基準に不対応

認定長期優良住宅  
認定低炭素住宅

\* R4年9月30日が物件登録  
及び交付申請期限



補助額引き上げ

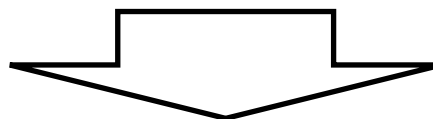
引き上げ後の基準に対応

認定長期優良住宅(ZEH水準)  
認定低炭素住宅 (ZEH水準)

# R3年度事業からの主な変更点

## 2. ゼロ・エネルギー住宅の長期優良住宅認定取得による補助金の引き上げ

|            |
|------------|
| 長期優良住宅認定なし |
| ゼロ・エネルギー住宅 |



補助額引上げ

|                  |
|------------------|
| 長期優良住宅認定あり       |
| ゼロ・エネルギー住宅(長期対応) |

# R3年度事業からの主な変更点

## 3. ZEH又はZEH水準の住宅における耐震性について

- ・ ZEH又はZEH水準の住宅の耐震性に関する要件を設け、構造安全性の確認方法や耐震性能に応じて優先して配分する
- ・ 構造計算を実施せず耐震等級2以下である場合、建築主又は買主への説明や同意書の提出が必要

# R3年度事業からの主な変更点

## 4. 長寿命型に係る変更(補助金上限額)

### ① 認定長期優良住宅(ZEH水準)

**140万円/戸**

**125万円/戸** (補助金活用実績合計4戸以上)

- \* 外皮性能及び一次エネルギー消費性能がZEH水準であることが認定書で確認できる認定長期優良住宅  
またはR4年4月1日現在の長期優良住宅認定基準で認定書を取得した住宅で、別途BELS評価書等でZEH水準が確認できる認定長期優良住宅

# R3年度事業からの主な変更点

## ② 認定長期優良住宅

**110万円/戸**

**100万円/戸** (補助金活用実績合計4戸以上)

\* ZEH水準が認定書で確認できない認定長期優良住宅  
令和4年4月1日現在の長期優良住宅認定基準で認  
書を取得した住宅

# R3年度事業からの主な変更点

## ZEH水準とは

- ・ 強化外皮基準＊を満たし、  
かつ再生可能エネルギーを除いた、  
一次エネルギー消費量が  
省エネ基準の基準値から20%以上削減  
(BEI0.8以下)となる省エネ性能の水準

＊ 住宅性能表示制度の断熱等性能等級5

# R3年度事業からの主な変更点

## 5. ゼロ・エネルギー住宅型に係る変更 (補助金上限額)

### ①ゼロ・エネルギー住宅

**140万円/戸**

**125万円/戸** (補助金活用実績合計4戸以上)

### ②ゼロ・エネルギー住宅(長期対応)

ゼロ・エネルギー住宅に加えて長期優良住宅の  
認定を受けた住宅に **10万円/戸** 引上げ



# R3年度事業からの主な変更点

## ③ ZEH Oriented (R4.新設)

**90万円/戸**

**75万円/戸** (補助金活用実績合計4戸以上)

\* 都市型狭小地及び多雪地域により太陽光発電装置の設置ができない場合に限る

(北側斜線制限の対象となる用途地域で、敷地面積が85㎡未満平屋建ては対象外 )

## ④ 改修は廃止 新築のみ

# R3年度事業からの主な変更点

## 6. 高度省エネ型に係る変更(補助金上限額)

### ① 認定低炭素住宅(ZEH水準)

**90万円/戸**

\* 外皮性能及び一次エネルギー消費性能がZEH水準であることが認定書で確認できる認定低炭素住宅、  
またはR4年4月1日現在の認定低炭素住宅認定基準で認定書を取得した住宅で、別途BELS評価書等でZEH水準が確認できる認定低炭素住宅

# R3年度事業からの主な変更点

## ② 認定低炭素住宅

**70万円/戸**

\* ZEH水準が認定書で確認できない認定低炭素住宅  
令和4年4月1日現在の認定低炭素住宅認定基準で  
認定書を取得した住宅

## ③ 性能向上計画認定住宅は廃止

# R3年度事業からの主な変更点

## 7. 各種加算に関する変更

### 1) 地域住文化加算(R4.新設)

地域の伝統的な建築技術の継承に資する  
住宅

上限**20万円**/1戸

- \* 住宅の建設地の地方公共団体が定める「地域住文化要素基準」を満たす住宅を建築し、建築士が基準への適合を確認すること(熊本県・石川県・和歌山県・長野県・新潟県・群馬県・鳥取県・山口県・島根県・青森県・長崎県の11県)

# R3年度事業からの主な変更点

## 2) バリアフリー加算(R4.新設)

バリアフリー対策を講じた住宅

上限**30万円**/1戸

\* 高齢者等配慮対策等級(専用部分) 等級3以上

①設計住宅性能評価書 + 設計士による工事内容  
適合確認

②建設住宅性能評価書 のいずれかで適合確認



# R3年度事業からの主な変更点

## 3) 加算を併用した場合の加算の上限

**40万円**/1戸

\* 加算の組み合わせに制限あり

# R3年度事業からの主な変更点

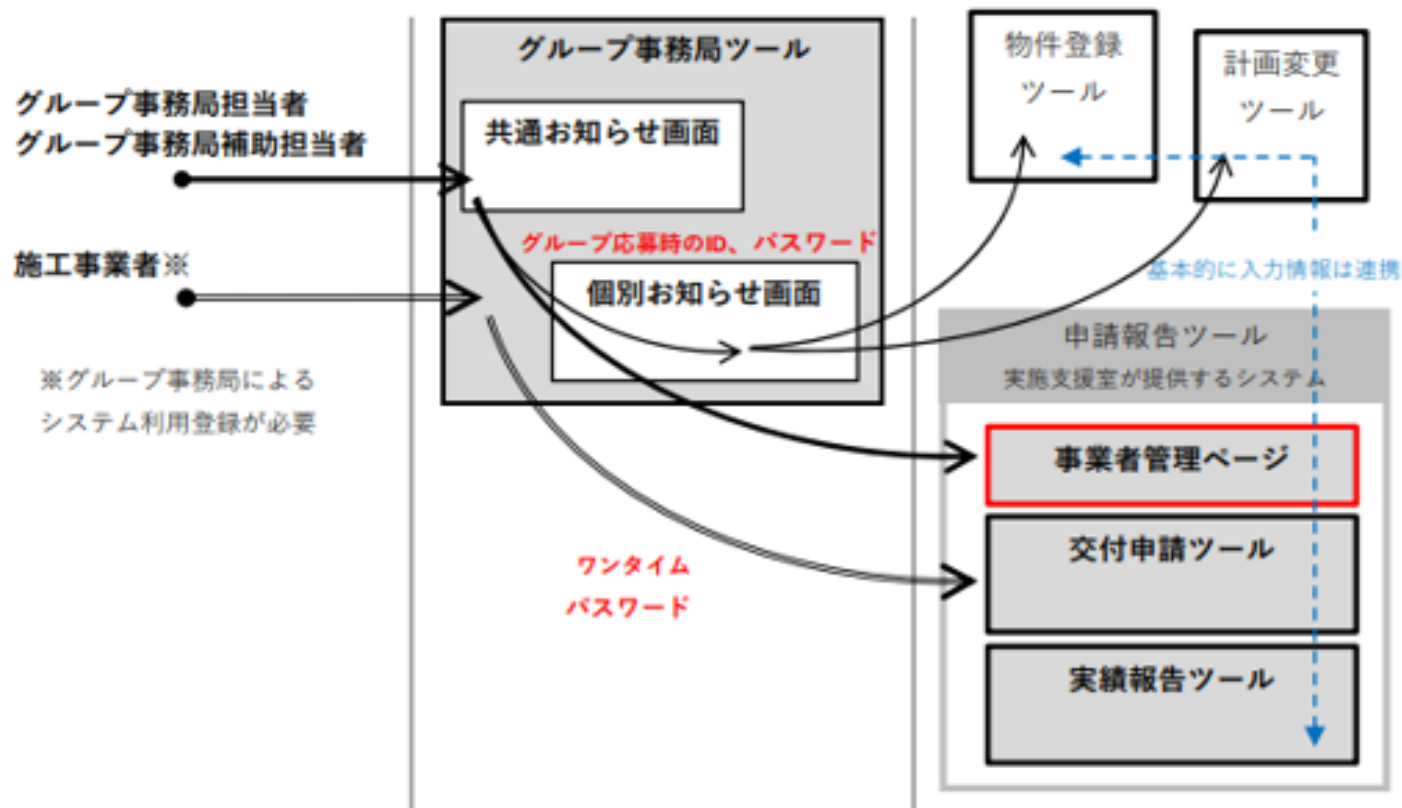
8. 優良建築物型と省エネ改修型の廃止
9. 施工事業者の制限の強化

## 施工事業者の要件

- ・補助対象となる住宅の工事を元請けとして行う
- ・工事請負契約を単独で建築主と締結
- ・確認申請における「工事施工者」として、対象工事に直接的責任を負うこと

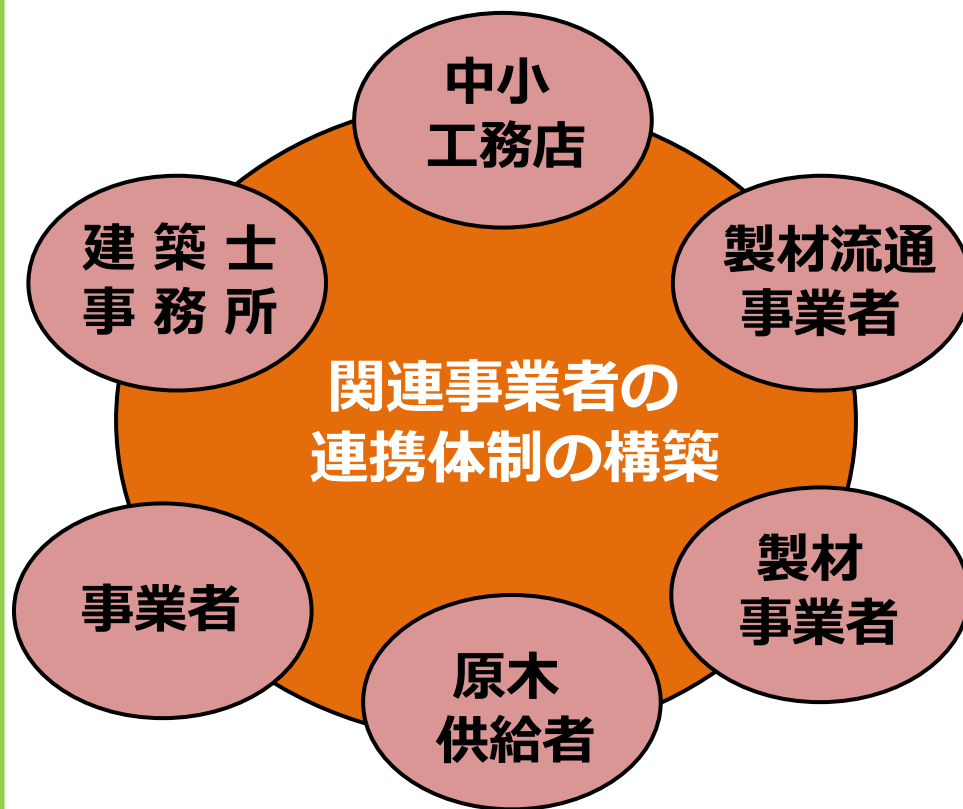
# R3年度事業からの主な変更点

## 10. 事業者管理ページを設け、口座情報登録,印影登録を行う



# 事業の流れ

## グループの構築



## 共通ルールの設定

- ・ 地域型住宅の規格・仕様
- ・ 資材の供給・加工・利用
- ・ 積算・施工方法
- ・ 維持管理方法
- ・ その他、グループの取組

安定的な木材確保

地域型住宅の整備

# 補助対象

## ZEH・Nearly ZEH

※Nearly ZEHは寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る

## 長期優良住宅

## 認定低炭素住宅

## ZEH Oriented

※ZEH Orientedは都市部狭小地及び多雪地域により太陽光発電装置の設置ができない場合に限る

## 補助対象(住宅)のイメージ

設備の高効率化

外皮の高断熱化

耐震性

劣化対策

維持管理・更新の容易性



ZEH・Nearly ZEH、認定低炭素、ZEH Orientedで補助対象となるもの  
長期優良住宅で補助対象となるもの

# 共通要件

## ◆次の全ての要件を満たす木造住宅

1. 主要構造部が木造であること
2. グループの共通ルールに則し、グループ構成員の中小住宅生産者により供給される新築であること（モデルハウスは対象外）
3. 事業の種類に応じた要件をみたすもの



# 共通要件

4. 対象住宅に係る事業者のうち設計者、施工管理者、大工技能者の何れか1人が、住宅省エネルギー技講習会の修了者、または本事業で定める令和4年に実施する講習会等の受講者であること

# 共通要件

5. 採択通知の日付(令和4年6月30日)以降に着工すること
6. 主要構造部に用いる木材はグループが定める地域材を積極的に使用すること

# 共通要件

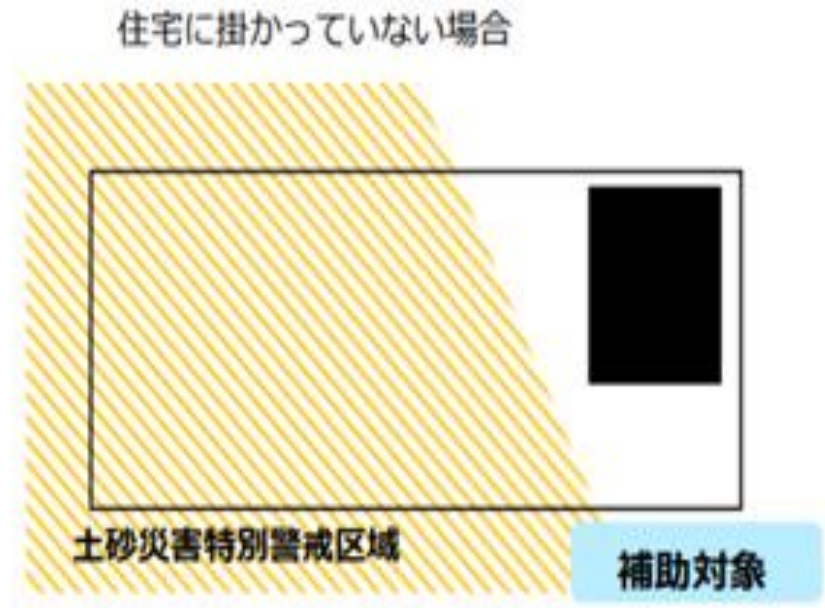
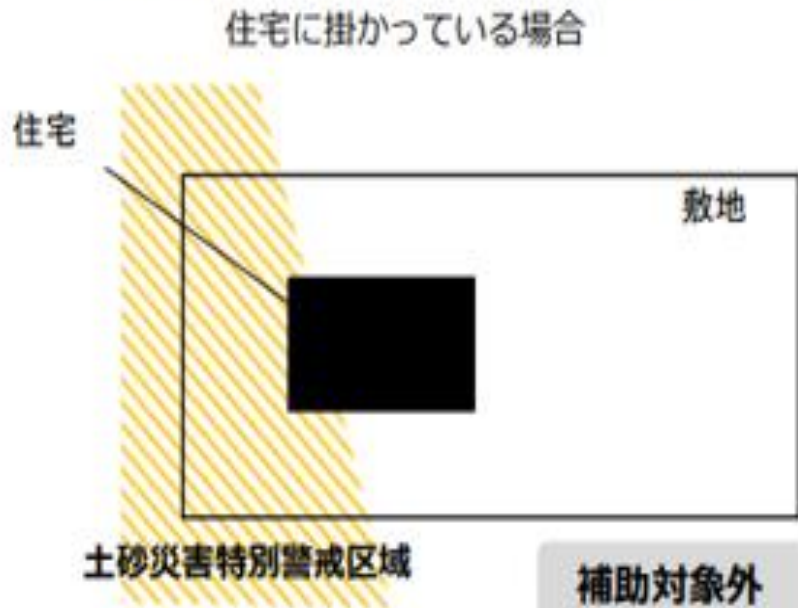
7. 住宅が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は、補助対象外

区域の指定の有無については、建設地の地方公共団体に問い合わせてください

# 建築地にかかる制限について

「土砂災害特別警戒区域」に敷地の一部が掛かっている場合、住宅が掛かっていなければ補助対象

＜土砂災害特別警戒区域における住宅の取り扱い＞



# 共通要件

## 8. 契約形態等

### ①施工事業者の制限

補助対象住宅の工事を元請けとして行う  
対象住宅の確認申請における「工事施工者」  
として、その工事に直接責任を負う

# 共通要件

## ②ゼロ・エネルギー住宅型・高度省エネ型 における制限

外皮計算、一次エネルギー消費量計算に  
寄与する工事は、原則として元請けである  
施工事業者が工事を行うこと  
ただし、太陽光発電設備は補助対象外の  
工事のため、施工者について制限は無い

# **ZEH, ZEHL水準の住宅に求める要件**

◆次の①②のいずれかを満たすもの

①断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ  
構造計算を実施したもの

※構造計算の実施については、建築確認や  
建築士による確認・証明等によって耐震  
性能が確認できるものとする



# **ZEH,ZEH水準の住宅に求める要件**

**②壁量計算等により構造安全性を確認したもので、以下のイ(1)、イ(2)、ロのいずれかを満たしたもの**

- イ(1) 住宅性能表示制度の耐震等級3水準**
- イ(2) 住宅性能表示制度の耐震等級2水準  
かつ、建築主又は買主へ説明および  
同意取得を行う**
- ロ 現行(R4.4.1時点)の壁量計算により  
構造安全性を確認したもの、かつ  
建築主又は買主へ説明および  
同意取得を行う**

# **ZEH,ZEH水準の住宅に求める要件**

## **【建築主等への説明と同意取得について】**

**建築主又は買主に対して以下の内容を説明し、  
同意書の写しを提出**

- ・**建築基準法の必要壁量について、令和4年2月1日の社会資本審議会の答弁を踏まえて、ZEH等の荷重を踏まえた引き上げの検討が行われていること**
- ・**上記の検討を踏まえて、必要壁量が見直されることで、令和4年度地域型住宅グリーン化事業に対する補助金を交付申請しようとする物件が見直し後の壁量計算の耐震基準に満たなくなる場合があること**

# 長寿命型

## ◆補助対象となる住宅の要件

「認定長期優良住宅」かつ 外皮性能及び  
一次エネルギー消費量がZEH水準であること  
が認定書で確認できる住宅

認定書で確認できない場合は、別途ZEH水準が  
確認できるBELS評価書や住宅性能評価書を  
取得した場合に限り補助対象とする

# 長寿命型

## ◆補助対象となる住宅の要件

**ZEH水準を満たしていない「認定長期優良住宅」  
(令和4年4月1日現在の長期優良住宅認定基準  
で認定書を取得した住宅)は、物件登録及び交  
付申請を令和4年9月30日までに行った場合に  
限り補助対象とする**

# 補助額の上限

## 認定長期優良住宅（ZEH水準）

### 長期優良住宅の活用実績の合計

3戸以下      140万円/戸

4戸以上      125万円/戸

※

※ 補助対象経費の1/10以内の額  
かつ補助額の上限

# 補助額の上限

## 認定長期優良住宅

### 長期優良住宅の活用実績の合計

3戸以下      110万円/戸

4戸以上      100万円/戸

※

※ 補助対象経費の1/10以内の額  
かつ補助額の上限

# ゼロ・エネルギー住宅型

## ◆補助対象となる住宅の要件

- 1) 強化外皮基準を満たしたうえで、  
UA値 :  $0.6\text{W}/\text{m}^2\text{K}$  (4~7地域)
- 2) 再生可能エネルギー等を除き、  
基準一次エネルギー消費量から  
20%以上の一次エネルギー消費量削減
- 3) 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- 4) 再生可能エネルギー等を加えて、  
基準一次エネルギー消費量から  
100%以上の一次エネルギー消費量削減

# ゼロ・エネルギー住宅型

## ◆補助対象となる住宅の要件

1)～4)に加え下記の全ての要件を満たしたものの

- ①常時居住する戸建て住宅であること
- ②専用住宅であること ※1
- ③再生可能エネルギー等の系統連携を行い、かつ余剰買取とする(全量買取は対象外)
- ④太陽光発電設備の設置場所は原則、対象住宅屋根とし、対象住宅と併設する場合に限り、対象住宅以外(同一敷地内の駐車場屋根等)への設置も可能とする

※1 併用住宅の場合、エネルギー計算、エネルギー使用(電気・ガス等)を分けて管理できていること



# 補助限度額

ZEH ・ Nearly ZEH

ゼロエネルギー住宅の活用実績の合計

3戸以下 140/戸

4戸以上 125万円/戸 ※

※ 認定長期優良住宅の認定を受けた場合、  
10万円/戸 補助限度額を引き上げ

※ 補助対象経費の1/10以内の額  
かつ補助額の上限

# 補助限度額

## ZEH Oriented

### ゼロエネルギー住宅の活用実績の合計

3戸以下 90万円/戸

4戸以上 75万円/戸 ※

※ 補助対象経費の1/10以内の額  
かつ補助額の上限

# 高度省エネ型

## ◆補助対象となる住宅の要件

「認定低炭素住宅」かつ 外皮性能及び  
一次エネルギー消費量がZEH水準であること  
が認定書で確認できる住宅

認定書で確認できない場合は、別途ZEH水準が  
確認できるBELS評価書や住宅性能評価書を  
取得した場合に限り補助対象とする

# 高度省エネ型

## ◆補助対象となる住宅の要件

**ZEH水準を満たしていない「認定低炭素住宅」  
(令和4年4月1日現在の認定低炭素住宅認定  
基準で認定書を取得した住宅)は、物件登録  
及び交付申請を令和4年9月30日までにを行った  
場合に限り補助対象とする**

# 補助額の上限

認定低炭素住宅（ZEH水準）

認定低炭素住宅の活用実績の合計

90万円/戸 ※

※ 補助対象経費の1/10以内の額  
かつ補助額の上限

# 補助額の上限

## 認定低炭素住宅

認定低炭素住宅の活用実績の合計

70万円/戸 ※

※ 補助対象経費の1/10以内の額  
かつ補助額の上限

# 地域材加算

## ◆主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合

|     |           |
|-----|-----------|
| 加算額 | 上限20万円/1戸 |
|-----|-----------|

※ 三世代同居加算、若者・子育て世帯加算との併用不可

完了実績報告時に、使用する「地域材」の内容等についての確認ができる書類を入手し、指定の様式で証明

# 三世代同居加算

◆キッチン、浴室、トイレまたは玄関のうち、  
いずれか2つ以上を対象住宅内に複数箇所  
設置する場合

|     |           |
|-----|-----------|
| 加算額 | 上限30万円/1戸 |
|-----|-----------|

※ 地域材加算、若者・子育て世帯加算との併用不可

完了実績報告時に、建築士により対象住宅が三世代同居対応住宅の  
要件に適合していることを証明

→「建築士による工事内容確認書」を提出



# 若者・子育て世帯加算

- ◆ 建築主が年度当初時点で、40歳未満の場合、又は年度当初時点もしくは交付申請時点で建築主が18歳未満の子供と同居している場合

年度当初 … 令和4年4月1日

|     |           |
|-----|-----------|
| 加算額 | 上限30万円/1戸 |
|-----|-----------|

※ 地域材加算、三世代同居加算との併用不可

交付申請時に確認書類を提出

- ・若 者： 住民票、運転免許証、パスポート、保険証等の写し
- ・子育て： 住民票等の写し

# バリアフリー加算

- ◆ 第三者機関により住宅性能表示制度の高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級3以上と評価された住宅の場合

|     |           |
|-----|-----------|
| 加算額 | 上限30万円/1戸 |
|-----|-----------|

※ 各型の予算の範囲内で加算可能

完了実績報告時に、建築士により対象住宅がバリアフリー加算の要件に適合していることを証明

→「建築士による工事内容確認書」を提出

# 加算の併用について

◆加算の上限は**40万円**

◆加算の併用が可能な組み合わせ

- ・「地域材加算」 + 「バリアフリー加算」
- ・「三世帯同居加算」 + 「バリアフリー加算」
- ・「若者・子育て世帯加算」 + 「バリアフリー加算」

# I 期の事前枠付与方式について

採択時にグループに対して割り当てられた配分額内で  
I 期で交付申請

## ◆実施枠

- ①長寿命型・ZEH水準(未経験枠)
- ②長寿命型・ZEH水準(制限なし枠)
- ③長寿命型(未経験枠)
- ④長寿命型(制限なし枠)
- ⑤ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応(未経験枠)
- ⑥ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応(制限なし枠)
- ⑦ゼロ・エネルギー住宅型・構造対応(未経験枠)
- ⑧ゼロ・エネルギー住宅型・構造対応(制限なし枠)
- ⑨ゼロ・エネルギー住宅型(未経験枠)
- ⑩ゼロ・エネルギー住宅型(制限なし枠)
- ⑪高度省エネ型・ZEH水準かつ構造対応
- ⑫高度省エネ型・ZEH水準
- ⑬高度省エネ型

\* ⑦～⑩ZEH Oriented含む

# 1 期の事前枠付与方式について

## ◆加算配分枠

- ⑭地域住文化材加算(香川県は対象外)
- ⑮バリアフリー加算
- ⑯地域材加算
- ⑰若者・子育て加算
- ⑱三世代同居加算

# II 期の先着順方式について

## ◆実施枠

- ①長寿命型・ZEH水準(未経験枠)
  - ②長寿命型・ZEH水準(制限なし枠)
  - ③ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応(未経験枠)
  - ④ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応(制限なし枠)
  - ⑤ゼロ・エネルギー住宅型・構造対応(未経験枠)
  - ⑥ゼロ・エネルギー住宅型・構造対応(制限なし枠)
  - ⑦ゼロ・エネルギー住宅型(未経験枠)
  - ⑧ゼロ・エネルギー住宅型(制限なし枠)
  - ⑨高度省エネ型・ZEH水準かつ構造対応
  - ⑩高度省エネ型・ZEH水準
- \* ⑤～⑧ZEH Oriented含む

# II 期の先着順方式について

## ◆加算配分枠

- ⑭地域住文化材加算(香川県は対象外)
- ⑮バリアフリー加算
- ⑯地域材加算
- ⑰若者・子育て加算
- ⑱三世代同居加算

# II 期の先着順方式について

- ◆ 物件登録は、請負は契約済み物件、売買は建設地を特定した物件を対象とする
- ◆ 交付申請は、物件登録から20日以内に行う期限までに交付申請がなされない場合は、当該登録は失効
  - \* 失効した物件の再登録は不可



# 1社あたりの補助金の上限

|                         | 長寿命型            |                 | ゼロ・エネルギー住宅型 ※1  |                 | 高度省エネ型          |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 補助金<br>活用実績<br>(H27～R3) | 3戸<br>以下        | 4戸<br>以上        | 3戸<br>以下        | 4戸<br>以上        | —               |
| 上限額                     | 980万円<br>(7戸相当) | 875万円<br>(7戸相当) | 700万円<br>(5戸相当) | 625万円<br>(5戸相当) | 270万円<br>(3戸相当) |

※1 長期対応住宅を活用する場合は、これとは別に上限額が上げられます

# 補助対象となる経費

## 補助対象となる建築工事費

| 科目                     | 説明            |                                                                             |
|------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 建設工事費<br>(補助対象<br>工事費) | 主体工事費         | 建築主体の工事に要する費用<br>但し、建築主体と分離して設けられる受水槽、<br>煙突その他これらに類する工作物の設置工<br>事に要する費用を除く |
|                        | 屋内電機設備<br>工事費 | 屋内の電気その他の配線工事及び器具(配<br>電盤を含む)の取り付けに要する費用(玄関<br>ポーチ灯工事含む)                    |
|                        | 屋内ガス設備<br>工事費 | 屋内のガス設備の設備工事に要する費用<br>(屋外壁面に設置する給湯機含む)                                      |
|                        | 屋内給排設備<br>工事費 | 屋内の給水配管工事、排水配管工事(建築<br>物外の第1ためます及びそれに至る部分の<br>工事含む)及び衛生器具の取り付けに要す<br>る費用    |

# 補助対象となる経費

## 補助対象となる建築工事費

- \* 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象
- \* 現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の person 費は上記工事費に含めることができる
- \* 建築主が自ら購入したもの（施主支給品）、住宅設備等のリース品は補助対象外
- \* ゼロ・エネルギー住宅型においては、外皮計算及び一次エネルギー計算に寄与する工事について、原則として補助対象経費から除くことはできません
- \* 高度省エネ型においては、一次エネルギー計算上「設置しない」扱いができない換気設備、給湯設備等は補助対象経費から除くことができません

# 補助対象とならない経費

## 補助対象外費用

| 対象外費用       |          | 項目                                                              |
|-------------|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 1.用地費・土工事費等 |          | 用地費、造成工事、擁壁工事、盛土工事等                                             |
| 2.工事費       | 本体<br>関係 | 地盤改良工事                                                          |
|             |          | 解体工事                                                            |
|             |          | インナーガレージ、店舗併用における店舗部分等の工事費<br>＊工事床面積に応じて、対象外部分工事費を面積按分で見積もることも可 |
|             |          | 太陽光発電設備（付属するモニター含む）                                             |
|             |          | 昇降機                                                             |
|             |          | 煙突、アンテナ、屋上緑化等                                                   |

# 補助対象とならない経費

## 補助対象外費用

| 対象外費用         |          | 項目                                                                |
|---------------|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 2.工事費         | 屋外<br>関係 | 屋外付帯設備、浄化槽、受水槽等                                                   |
|               |          | 屋外給排水工事、屋外ガス設備工事                                                  |
|               |          | 幹線引き込み工事                                                          |
|               |          | 外構工事(屋外緑化工事含む)、ウッドデッキ等                                            |
| 3.購入品         |          | 分離して購入できるもの(カーテン、ブラインド、日射調整フィルム、遮熱塗料、遮熱シート、ペレットストーブ、エアコン、後付けの家具等) |
| 4.設計・管理・申請関係費 |          | 設計料、構造計算費用、工事監理費                                                  |
|               |          | 上下水道申請費、電力会社申請費、行政申請費、各種審査費、BELS申請費、保険保証関係費、地耐力調査費                |

# 他の補助事業との併用

- ◆国が実施する他の補助事業(国費が含まれ事業を含む)と併用することは原則できません  
地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合があります
- ◆国庫補助が含まれているか否かについては、当該地方公共団体にお問い合わせください
- ◆補助金を併用する際は、本事業の補助対象となる経費から、当該補助事業の補助金を除いた額で補助金を算出します

# 他の補助事業との併用

◆次の事業とは一切の併用はできません。

- ① ZEH支援事業
- ② ZEH + 実証事業
- ③ **こどもみらい住宅支援事業**
- ④ 住宅・建築物の建設に関する都道府県等からの補助(国庫補助が含まれているもの)のうち補助対象が本事業と重複するもの

◆住まいの復興給付金との併用は可能です

# R4.申請ツール、交付申請スケジュール

| 配分方式                | 『物件登録ツール』<br>登録期間                             | 交付<br>申請                 | 交付申請期限<br>*1                                 |
|---------------------|-----------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------|
| 事前枠<br>付与方式<br>(Ⅰ期) | 【ZEHまたはZEH水準】<br>物件登録開始日<br>～<br>R4.10月31日(月) | 申請ツール<br>公開後 かつ<br>物件登録後 | R4.11月20日(日)                                 |
|                     | 【上記以外】<br>物件登録開始日<br>～<br>R4.9月30日(金)         | 申請ツール<br>公開後 かつ<br>物件登録後 | R4.9月30日(金)                                  |
| 先着順<br>方式<br>(Ⅱ期)   | R4.11月前半<br>～<br>R5.1月31日(火)                  | 物件<br>登録後                | 物件登録ツール<br>登録後20日以内<br>但し、最終は<br>R5.1月31日(火) |

※1 『交付申請ツール』で交付申請ボタンを押下した時点



# R3.完了実績報告スケジュール

完了実績報告は期限までに『実績報告ツール』  
にて報告

完了実績報告が行われない場合は補助金が  
交付されません

|            |                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------|
| 完了実績報告提出期限 | R5.2月6日（月）<br>または<br><u>事業完了の1ヶ月後</u><br>のいずれか早い方の日 |
|------------|-----------------------------------------------------|

# 着手・着工・完了

◆次の「着手」「着工」「事業完了」の全てを満たすこと

- ① 着手・・・令和4年度内に着手すること
  - 請負契約による住宅は  
令和4年4月1日～交付申請(Ⅱ期は物件登録)までに工事請負契約を締結すること
  - 売買契約による住宅は  
令和4年6月30日～令和5年3月31日までに  
着工すること

# 着手・着工・完了

## ② 着工・・・根切り工事または基礎杭打ち工事に着手した時点

着工可能日・・・採択通知日（令和4年6月30日）

※計画変更で追加する施工事業者は追加する  
計画変更受付期間終了日の翌日

※柱状改良や鋼管による地盤改良の場合は、これらの  
工事に着手した日を本事業の着工日とします

※上記「着工可能日」より、長期優良住宅や認定低炭素住宅等の認定  
申請日以降等、対象住宅に係る関係法令で着工が可能となる日の  
方が遅い場合は、**関係法令を順守**しなければなりません

# 着手・着工・完了

※着工可能日前に建築確認や長期の認定、認定低炭素の認定を取得している場合は、着工前の現地写真で未着工を確認します

※現地写真には、実施支援室が指定する文字を記載した看板を写しこむこと

現地写真に代えて、下記の書類でも提出可能

- ・採択日以降に交付された確認済証
- ・採択日以降に認定申請した

長期優良住宅の認定書(長寿命型に限る)

認定低炭素住宅の認定書(高度省エネ型に限る)

# 着手・着工・完了

## ③ 事業完了・・・次のすべてが整った日

- 請負契約による住宅は  
対象住宅の工事が完成し、  
契約に基づく工事費全額が精算された時点
- 売買契約による住宅は  
対象住宅の工事が完成し、  
買主との売買契約の締結、  
契約に基づく費用全額が精算された時点

# 「地域材」について

地域材とは、次の全てを満たす木材・木材製品

①(1)から(4)のいずれかに該当

- (1) 国や都道府県により産地が証明される制度、又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮等について、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品
- (3) 林野庁作成「木材・木材製品の合法性、持続性可能の証明のためのガイドライン」に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- (4) クリーンウッド法に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品

②グループ構成員である原木供給者より供給され、グループ構成員を介して供給されるもの

③グループの適用申請書において名称、産地、認証制度を特定したもの

# 「地域材」について

| 地域材の産地   | 認証制度等の名称        |
|----------|-----------------|
| 香川県      | 香川県産木材認証制度      |
| 愛媛県      | 愛媛県中予地域材認証制度    |
| 徳島県      | 徳島県木材認証制度       |
| 高知県      | 高知県木材トレーサビリティ制度 |
| 国産材 ・ 外材 | 合法木材証明制度        |
| 国産材 ・ 外材 | PEFC証明制度        |
| 国産材      | SGEC証明制度        |
| 国産材 ・ 外材 | FSC証明制度         |
| 国産材      | FIPC証明制度        |
| 国産材 ・ 外材 | グリーンウッド法に基づく証明  |

# 地域材の提出書類

## 《地域材加算を受ける場合のみ》

- ・下記の「使用する『地域材』の内容等についての確認ができる書類」を入手し、指定の様式にて証明する
- ・入手した地域材に関する書類は、必ず保管する

- a) 採択を受けた「地域材」を供給する構成員が当該地域材の取扱事業者として認定を受けていることが分かる資料

例： **〇〇県産証明取扱事業者の写し**

**（都道府県による木材認証制度によるもの）**

**合法木材事業者認定書の写し**

**森林認証の写し及びCoC認定書の写し**

**FIPC登録証の写し**



# 地域材の提出書類

## B) 補助対象となる住宅に地域材が使用されていることを証明する書類

### ① 地域材の証明書の写し

例： ○○県産材証明書

（都道府県による木材認証制度によるもの）

合法木材証明書

木材表示協会が定める産地証明書当がなされた木材  
の証明書

### ② 木材の納品書の写し

補助事業者（施工者）へ最終出荷したグループ構成員からの  
納品書を提出

### ③ 木拾表（参考様式）

対象の部位ごとに集計してください

（納品書の記載が部位ごとに集計されている場合は提出不要）

# 「三世代同居対応住宅」について

対象住宅に 調理室、浴室、便所又は玄関のうち  
いずれか2つ以上を複数箇所設置する

\* 間取り等について補足説明を求め、三世代同居住宅と認められない場合もあります

## 調理室

以下の①～③をいずれも設置していること

①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及び  
キッチン用シンク ※洗面器、手洗い器は不可

②コンロ又はIHクッキングヒーター

(ガス栓又はIH専用コンセントを設けた、シンク  
上面と同程度の高さで平らなスペースでも可)

③キッチン用換気設備(IHの場合でも必要)

(建築基準法で定める換気量とし、IHの場合も  
150m<sup>3</sup>/h程度以上の換気量)

# 「三世代同居対応住宅」について

|    |                                                                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 浴室 | 給排水設備及び給湯器に接続された浴室又はシャワーがあり、防水の設備がされていること<br>(シャワーユニットでも可→ほかの浴室は浴槽を備えたものとし、脱衣室の同一は不可) |
| 便所 | 給排水設備と接続された大便器があること<br>小便器のみは不可<br>(トイレと浴室が一体のユニットは、浴室、便所のそれぞれを1箇所と判断)                |

# 「三世代同居対応住宅」について

## 玄関

玄関扉と室内土間(土足の着脱スペース及び収納を有し、それぞれの土間の面積が同等)があること

勝手口(調理室、車庫等に直接出入りするもの)や外側から施錠できない出入口(窓等)は対象外

- ・玄関ホールがあること
- ・幅は開き戸は800mm以上、引き違い等は1600mm以上
- ・扉が複数でも、内部が同一空間や同線が重複する場合は1か所と判断

# 現地写真の留意事項

| 撮影時期             |     | 長寿命型<br>高度省エネ型 | ゼロエネ住宅 |
|------------------|-----|----------------|--------|
| 着工前の更地(新築)       |     | ●              | ●      |
| 着工直後(新築売買)       |     | ●              | ●      |
| 要件に係わる<br>部分     | 施工前 | —              | —      |
|                  | 施工中 | —              | —      |
|                  | 施工後 | —              | ●      |
| 工事完了<外観><br>(全て) |     | ●              | ●      |
| 三世代同居<br>対応住宅の要件 |     | ●              | ●      |

# 現地写真の留意事項

①カラーで撮影すること

②必ず看板を写しこむこととし、看板には  
下記の項目を明記すること

- ・建築主名または物件名
- ・撮影日
- ・採択通知番号

**「国住木59」**(着工前の現地写真に限る)

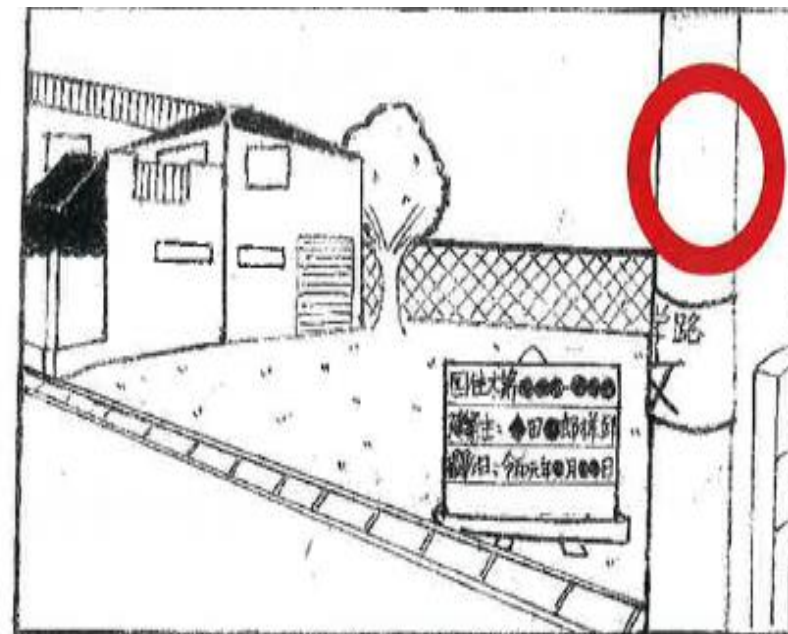
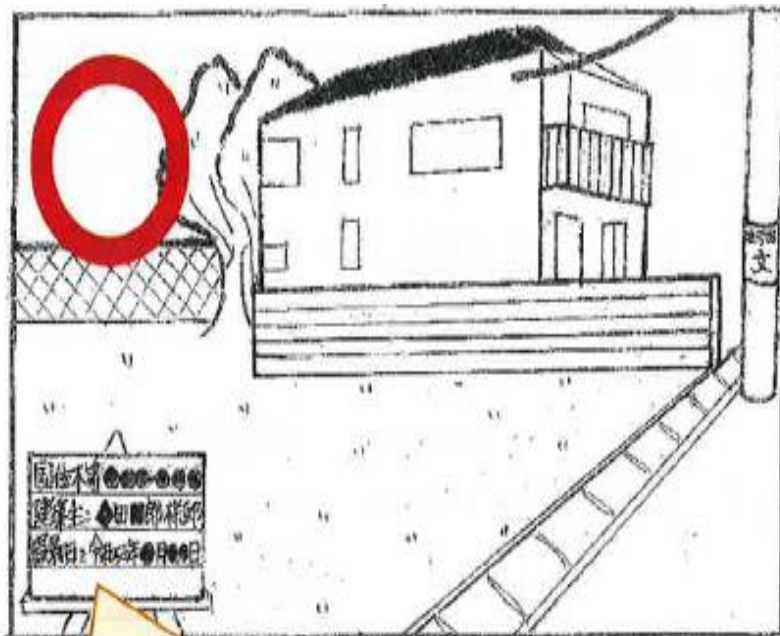
※計画変更にて追加登録した施工事業者については、  
「国住木59」に替えて、計画変更の手続きごとに指定する専用の記号になります  
専用の記号は計画変更追加日に実施支援室より  
お知らせします

# 現地写真の留意事項

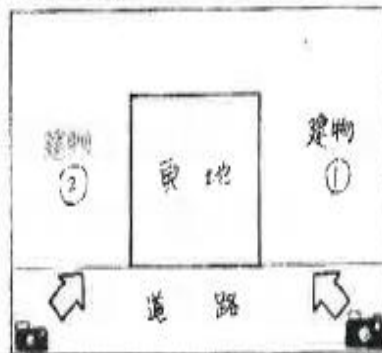
- ③ 電子看板は原則不可
- ④ 看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとし、敷地全景改修箇所が看板で隠れないこと
- ⑤ 日中に撮影すること  
(逆光とならないように注意すること)
- ⑥ 要件が確認できない場合で、再撮影が可能な時は再提出して頂きます



# 現地写真の留意事項



記入内容が鮮明に確認できるもの。  
採択通知番号（追加事業者の場合は  
承認時に附番ごとの記号）を必ず写  
し込む



異なる2箇所から、異なる方向  
の周辺の建物等を写し込むこと  
ができる位置で撮影してください。



# 現地写真の留意事項



# 完了実績報告提出の留意事項

- ◆ 工事費等が支払われたことを証明する書類として下記の両方を必ず提出
  - ・ 領収書の写し
  - ・ 送金伝票等の写し
- ◆ 工事費の支払いはすべて、現金手渡しではなく、金融機関等を利用する事が必須となります

# 完了実績報告提出の留意事項

## ※領収書の写しとは

領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日が明記され、収入印紙に貼り付け消印があり、施工事業者が建築主(売買契約による住宅は買主)に交付したものの写し

## ※送金伝票の写しとは

金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、振込受付書(金融機関の受付印があるもの)、振込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の写し

# 一般社団法人香川県総合建設センターHP

香川県高松市にある中小建築業者のサポーター 香川県総合建設センターです。一人親方・建設国保・労働保険・リフォーム相談

一般社団法人

## 香川県総合建設センター

お問い合わせはこちら  
**087-862-3691**  
月～金 9:00～17:00

### 香川県総合建設センター

入会案内

センター概要

会員特典

災害協定

工務店サポート事業

耐震・住宅リフォーム相談窓口

各種講習会

取扱共済制度

トップページ

アクセス

リンク

お問い合わせ

当センターは、  
会員企業様の飛躍のために、  
そして建設業界の発展のために、  
総合的なサポートをおこなっています。

こちらより  
お入り下さい

### INFORMATION

総合建設センター

グリーン化事業

労働保険事務組合

建設国保組合

#### 一人親方労災保険

2021.05.17 **お知らせNew** 一人親方労災保険 新年度加入申込み受付中！

#### センターからのお知らせ

※すまい給付金申請受付は、予約制となっておりますので必ずご予約をお願いいたします。

### 労働保険

一人親方労災保険

事業主特別加入労災

労働保険とは

各種助成金